

## 浜田市協働のまちづくり推進計画に対する 検討部会からの意見と浜田市の考え方（案）

No.	ご意見の概要	浜田市の考え方
1	<p>アンケート結果から見て、各地域同士の情報交換、活動団体の広報などが挙がっていますが、活動の見える化を進めていく必要があると思います。行った活動を同じ形式で記録していくことなどの検討が必要ではないでしょうか。(まちづくり推進委員会→コーディネーター→市の流れで提出など)</p> <p>今回の計画はアンケートをベースに組み立てられているので、これを読めばどのような課題があり、それにむかってどういう方向で進んでいくのかがとてもわかりやすくなっていると思います。</p> <p>今後、第2次計画を作られる際にもこのような形で作成して頂きたいです。</p>	<p>(地域活動支援課)</p> <p>ご指摘のとおり、活動の見える化を進めていきたいと考えます。先進事例が見える化されることで、事例を参考にしたいと考えるまちづくり活動団体にとっては取り組みやすい状況になるものと考えます。</p> <p>また、市民等及び職員の意識調査によって、取り組むべき課題が明確になりましたので、今後、追跡調査を行うことで進捗管理を行ってまいります。</p>
2	<p>全ての人が一体となった持続可能で元気な浜田の推進計画は4年間で果たして全市民が一体となれるのか？と疑問に思います。まちづくりセンター職員は増えても機能を果たしていないのが現状です。関係者のみが推進計画の実現を目指して紙面で終わらない様、認識と相互の理解を求める努力が必要があると思います。</p> <p>コーディネーターさんは勉強中と聞きますが、市全体で動いて頂き、まず活力あるまちづくりセンターの存在感を市民に理解して頂ける様努力してほしい気持ちです。子供から高齢者まで一体となれる場所はまちづくりセンターなので、そこから協働のまちづくりが生まれると思います。4年度は社会参加の中から協働のまちづくりへの意識を高めてほしいと思います。</p> <p>協働のまちづくりの推進にあたり、市民全体が意識と理解が得られる取り組みが必要と思われれます。長い時間をかけて推進条例ができた事ですのでまちづくりセンターの機能を強化する事も大切だと思います。</p>	<p>(まちづくり社会教育課)</p> <p>まちづくりセンター職員に対し、本計画の理解を深めるための研修を実施しております。併せて、まちづくりセンター職員の計画的な社会教育士の取得を進め、社会教育を基盤とした協働のまちづくりを推進することで、まちづくりセンターの機能強化を図ってまいります。</p> <p>まちづくりセンターとまちづくりコーディネーターにつきましては、役割は異なりますが、市全体で協働のまちづくりを推進するという目的は同じであるため、より連携した取組ができるよう、検討してまいります。</p> <p>協働のまちづくりの取組とまちづくりセンター及びまちづくりコーディネーターのあり方については、評価・検証に基づき見直しを行ってまいります。</p>

<p>3</p>	<p>浜田市総合振興計画審議会への中間報告では、当初スケジュールの変更をしてまで行った市民等意識調査に関する結果が、調査概要も省かれた一部（市民アンケートのクロス集計のみ）となり、職員意識調査結果に至っては全部が省かれています。何故か？</p> <p>アンケートの実施については、条例第2条第1項1号及び同条第2号の推進に向け、対象を条例第2条第1項第7号に高等教育機関を加えたもの、また条例第7条第2号に定める「市の職員」を対象とし、必要な現状の把握をするために条例第6条第3項に基づき条例第9条第1項第4号に定めたものを実施したと理解している。</p> <p>従って、その結果の全部を報告することで計画本文の記述との整合性についてのチェックがなされるべきと考えます。</p> <p>よって次回部会では、これらを下欄構成にてきちんと報告し、計画に所要の変更を加えたものを提示して下さい。</p> <p>また、協働のまちづくりに関する浜田市の現状把握のために行われたアンケート結果を市民等と共有できないとすれば、それは「協働」の名に恥ずべき行為です、条例第6条第1項及び同条第2項、並びに条例第16条第1項に抵触すると考えます。</p> <p>アンケート結果の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料は第5回部会で配布されたものをベースとし、タイトルも（資料編）【市民意識調査】【職員意識調査】とし、【市民意識調査】は市民アンケートと団体アンケート、【職員意識調査】は職員アンケートの結果とし、第6回部会で提示されたクロス集計は、市民アンケートの付属資料とする。</li> </ul> <p>パブリック・コメントは、計画書のみでアンケート結果が添付されていません。この手法は条例第16条第1項の定め反します。*文中「条例」とは「浜田市協働のまちづくり推進条例」を指す。</p>	<p>（地域活動支援課）</p> <p>ご指摘のとおり「市民等及び市職員の意識調査」の全調査結果をまとめて、当該計画書の資料編に掲載します。</p> <p>また、「意識調査から見えてきた協働の現状と課題」について、次のとおり修正します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① P16「ア 協働のまちづくりへの意識」の欄に「条例の認知度」の結果を加える。</li> <li>② P17「イ まちづくりへの参画」の欄に「町内会への加入」及び「市政の中で関心がある分野」の結果を加える。</li> <li>③ P18「ウ まちづくり活動団体」の欄に「町内会運営の課題」及び「協働の相手先」、「NPO 法人運営の課題」の結果を加える。</li> <li>④ P19「エ まちづくりセンターの現状」の欄に「まちづくりセンターの利用等」の結果を加える。</li> <li>⑤ P20「オ 市職員の現状」の欄に「協働のまちづくりを進めるための有効な施策」及び「町内会への加入」の結果を加える。</li> </ol>
----------	---	--